

2013年7月27日

福島県知事 佐藤雄平 様

「福島県県民健康管理調査」に関する
市民ダイアログ会合 実行委員会

福島県県民健康管理調査のあり方に関する提言

6月5日に開催された県民健康管理調査委員会で、甲状腺検査に関する結果が公表され、甲状腺がんまたは疑いのある子どもたちの数が合計27人（確定12人、疑い15人）となりました。

私たちは現段階で、「原発事故との因果関係はない」と言い切ることはできず、福島県立医科大学の説明は、かえって新たな不安と不信の原因を生み出し、対応が後手にまわってしまうことを懸念しています。調査範囲の拡大や速やかな調査実施のための医療・検査体制の強化が急がれています。

また、現在の県民健康管理調査は、小児の甲状腺がんや「心の健康」、「生活習慣病」に焦点が当たっていますが、チェルノブイリの事故後、甲状腺疾患、白内障、心臓や血管の疾患、免疫・内分泌の障害、糖尿病など、子どもたちの疾患が増加し、現場の医師たちから、警告の声が寄せられました。

このままでは放射線によることが疑われる健康被害の状況把握すら行われず、かえって不安が蔓延することが懸念されます。

このような問題意識から、私たちは、今まで現在の福島県県民健康管理調査の問題および今後の健康管理体制のあり方について数度にわたり提言を提出させていただきました。改めて下記の通り再度提言させていただきます。なお、提言内容には国に対するものも含まれていますが、国と県とで連携をとり、ご検討いただけますようお願いいたします。

1. 目的

先般、いままで「不安解消」とされていた県民健康管理調査の目的が見直され、「県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的として実施」とされた。これに対応して、県民健康管理調査の内容面での見直しも行うべきである。

2. 健康管理と調査

個々の被災者の健康管理のための施策および被害実態を明らかにするための施策のそれぞれの目的を明確にし、双方実施すべきである。

- ① 個々の被災者の健康管理のための施策…健診など
- ② 被害実態を明らかにし必要な対策を講じるための施策…疫学調査

3. 国・都道府県・基礎自治体の医療・保健行政という3層の構造での実施

原発事故子ども・被災者支援法に基づき、国が責任をもって健康管理体制を構築することを求めるとともに、国・都道府県・基礎自治体の医療・保健行政という3層の

構造で実施できるような体制とすべきである

4. 内容

小児の甲状腺がんや心の健康、生活習慣病防止に焦点を当てた現在の県民健康管理調査を見直すべきである。また、地域の比較によるデータを公開したり、個々の被災者の健康管理や被害実態の把握につながるような疫学調査を実施するなどして、放射線の健康影響があるかないか、あるのならどの程度のものか、ある場合、どのような対応を取ることができるのか等について知るための科学的な基礎資料を示すべきである。

① 健康診査／甲状腺検査

- ・現在、避難区域からの避難者と高線量被ばく者と想定された人を対象に実施されている健診と同じ内容のものを、少なくとも追加被ばく線量 1mSv／年以上の地域の居住者および当該地域からの避難者を対象として実施するべきである。また、対照調査のための地域でも行うべきである。
- ・心電図検査や甲状腺機能ホルモンに関連する項目を加えるなど、検査項目について今一度精査すべきである。
- ・問診で、健康の全般的状況について把握する。
- ・地域の医療関係者や小児科医の参加を図る、学校の健診に組み込むなど、速やかに多くの方々が健診を受けられる体制を構築すべきである。

② 内部被ばく・外部被ばくの把握

- ・行動記録等から、外部被ばく線量の評価及びプルームの影響等による内部被ばく線量の評価を実施。積算線量計等による外部被ばくの実測をする。
- ・ホールボディカウンターや尿検査により、内部被ばくを把握できるようにする。

③ 対照群調査

- ・放射線による健康影響実態の把握を行うため、対照群調査を実施する。

④ 健康相談・カウンセリング

- ・住民の健康相談やカウンセリングを実施する。健康問題は生活状況に関連することから、あわせて生活再建支援、職業支援を実施する。

5. 体制

① 常設の健康支援センターの設置およびデータの一元管理

被ばく最小化と健康管理を行う常設の健康支援センター設置を行い、健康診断データの一元管理が行えるようにする。同センターが都道府県・市町村の各医療機関に健康診断や医療に関するガイドラインの提供、その他必要な支援を行う。

② 検討委員会／倫理委員会

上記を実施するための健康管理検討委員会を設置する。また、データ開示の判断や、疫学調査の倫理的側面も含めた検討・監視を行うための倫理委員会を設置する。これ

らの委員会には、低線量被ばくの影響を過小評価しない専門家、医療関係者、国、自治体関係者に加え、一定数以上の被災当事者や市民の代表を委員に加える。

これらの委員会における検討プロセスはすべて公開する。

6. 調査データの管理および開示について

① 健康手帳の発行

健康手帳を発行し、行動記録、健診結果、被ばく線量の評価値、日常的な健康状態等を記載し、医療費の減免を保証する。

② 情報開示

甲状腺検査による画像および所見、健診で得られたすべての情報は本人に速やかに説明・開示を行う。

健診項目や調査の内容については、検討プロセスをすべて開示し、住民に十分な説明・協議の機会を設ける。

③ データの管理

データ管理を国の責任において行うとともに、第三者機関の監視による信頼性の担保を行う。

7. 医療費の減免措置について

現在国が施行している被爆者援護法によれば、ほぼ1 mSv (3.5 km以内) の被ばくを基に、申請により被爆者健康手帳が交付され、手帳所有者には健康診断の実施や医療費自己負担分の国庫負担という法的援護がなされている。今回の原発事故で被ばくを強いられた人々に対して、「原発事故子ども・被災者支援法」第13条第3項の規定に基づき、少なくとも追加被ばく線量年1mSv以上の地域の住民および避難者について同様の措置を検討すべきである。

8. 当面の措置

上記が整うための当面の措置として、自主的な甲状腺の検査および健診に費用補助または健康保険の適用を行うこと。

以上

「福島県県民健康管理調査」に関する市民ダイアログ会合 実行委員会
連絡先：FoE Japan 満田 090-6142-1807